

2024(令和6)年1月1日、行政区が7区から3区に変わります！

2023(令和5)年12月31日まで		2024(令和6)年1月1日から	
行政区	中区	中央区	
	東区		
	西区		
	南区		
	北区(三方原地区※1)		
	北区(三方原地区※1以外)		
	浜北区		
天竜区	天竜区		

ホームページでは、区再編についてまとめた動画を公開しています。区役所、協働センター、図書館などでも、関連資料を閲覧できます。



HP▶ 区再編

※1 初生町、三方原町、東三方町、豊岡町、三幸町、大原町、根洗町

◆ 天竜区以外の住所の区名が変わります(町字名・番地は変わりません)

2023(令和5)年12月31日まで				2024(令和6)年1月1日から			
(市名)	(区名)	(町字名)	(番地)	(市名)	(区名)	(町字名)	(番地)
浜松市	中区	元城町	103番地	浜松市	中央区	元城町	103番地
浜松市	浜北区	貴布祢	3000番地	浜松市	浜名区	貴布祢	3000番地
浜松市	天竜区	二俣町二俣	481番地	浜松市	天竜区	二俣町二俣	481番地

◆ 郵便番号と電話番号は変わりません

◆ 小中学校の通学区域は変わりません

◆ 再編後のサービスの提供拠点について

① 区役所・行政センター

区役所は3つとなります。区役所とならない旧区役所庁舎(東・西・南・北区役所)は「行政センター」となりますが、区役所と同じサービスを提供します。

2023(令和5)年12月31日まで		2024(令和6)年1月1日から		
名称		名称	場所	
庁舎	中区役所	中央区役所	中央区	変更なし
	東区役所	東行政センター		
	西区役所	西行政センター		
	南区役所	南行政センター		
	浜北区役所	浜名区役所	浜名区	
	北区役所	北行政センター		
	天竜区役所	天竜区役所	天竜区	

② 支所、協働センター、ふれあいセンター、市民サービスセンター

一部の協働センター(合併前の旧町村役場)を「支所」に改称します。提供するサービスは現在と変わりません。

2023(令和5)年12月31日まで		2024(令和6)年1月1日から	
名称		名称	場所
庁舎	協働センター	〇〇支所	変更なし
	舞阪、引佐、三ヶ日、春野、佐久間、水窪、龍山 上記以外	変更なし※2	
	ふれあいセンター	変更なし	
	市民サービスセンター	変更なし	

※2 天竜区の二俣協働センターは、二俣ふれあいセンターに改称します

行政区の再編に伴う、住所変更手続き

区名の変更による戸籍・住民票や免許証などの住所変更手続きは、ほとんどの場合必要ありませんが、一部手続きが必要な場合があります。

市民生活や事業に関係のある主なものについて、内容とその問い合わせ先を7～9ページに掲載しました。参考にしてください。

手続きが不要なもの(市の窓口で取り扱う業務)

- ◆住所変更の手続きは必要ありません。そのまま使用してください。
- ◆マイナンバーカードについては、今後広報はままつ、市ホームページなどでお知らせします。

●個人編●

分野	名称	問合せ先
戸籍・住民票	戸籍、住民票、印鑑登録(本籍、住所の表示は市で変更します)	各区・区民生活課 ☎(※3)
	在留カード、特別永住者証明書、住民基本台帳カード	
健康保険	【国民健康保険に関するもの】 被保険者証、被保険者証兼高齢受給者証、標準負担額減額認定証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、被保険者資格証明書、特定健康診査受診券	国保年金課 (☎ 457-2637)
	【後期高齢者医療制度に関するもの】 被保険者証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、健康診査受診券	各区・長寿保険課 ☎(※3)
福祉	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳(注1)	障害保健福祉課 (☎ 457-2034)
	障害福祉サービス受給者証、地域生活支援事業受給者証、児童通所サービス受給者証	
	自立支援医療受給者証(更生医療、精神通院医療)	各区・社会福祉課 ☎(※3)
	重度心身障害者医療費助成金受給者証	
	特別児童扶養手当証書	児童相談所 (☎ 457-2703)
	児童入所サービス受給者証、里親登録証	
	介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険資格者証(介護保険暫定被保険者証)	介護保険課 (☎ 457-2374)
	介護保険負担限度額認定証	各区・長寿保険課 ☎(※3)
社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認証		
暮らし	水道・下水道使用者の使用場所、送付先住所(電話・電気・ガスは9ページの暮らしに記載)	お客さまサービス課 (☎ 474-7812)
	市営墓地及び浜松市納骨堂利用者の住所変更届	市民生活課 (☎ 457-2026)

(注1)手帳に記載されている住所の変更を希望する場合は、2024(令和6)年1月4日以降に中央・浜名・天竜区役所(現在の中・浜北・天竜区役所)または、行政センター(現在の東・西・南・北区役所)の窓口にお越しください

(※3)連絡先は8ページに掲載しています

手続きが不要なもの(市の窓口で取り扱う業務)

◆住所変更の手続きは必要ありません。そのまま使用してください

●個人編●

分野	名称	問合せ先
児童	乳幼児医療費受給者証、小・中・高校生世代医療費受給者証(注2)	子育て支援課(☎ 457-2792) 各区・社会福祉課 ☎(※3)
	ひとり親家庭等医療費助成金受給者証	
	児童扶養手当証書	
健康・保健	4か月児・10か月児健康診査受診票、乳幼児健康診査精密検査受診票、妊婦(歯科)・産婦健康診査受診票、新生児聴覚スクリーニング検査受診票	健康増進課(☎ 453-6117) 各区・健康づくり課 ☎(※3)
	母子健康手帳	
	養育医療券	
	自立支援医療受給者証(育成医療)	
教育・生涯学習	浜松市特定医療費(指定難病)受給者証、浜松市小児慢性特定疾病医療受給者証	教育支援課(☎ 457-2406)
	市立小学校・中学校などへの住所変更手続き(私立の小・中学校は個別に問い合わせてください)	
	市立図書館の利用者登録(図書館利用者カード)	中央図書館(☎ 456-0234)

(注2) 2024(令和6)年1月1日以降に、自身で住所欄の区名を二重線で消して、新しい区名を記載してください

●事業者編●

分野	名称	問合せ先
福祉	障害福祉サービス等事業者の指定事項に関する住所変更届	障害保健福祉課(☎ 457-2860)
	介護サービス提供事業者の指定事項に関する住所変更届	介護保険課(☎ 457-2875)
道路・河川	道路占用許可の住所変更届	道路保全課(☎ 457-2425)
	河川などの占用許可【二級河川(九領川、段子川、権現谷川、北裏川、御陣屋川に限る。)、準用河川、普通河川】の住所変更届	南土木整備事務所(☎ 457-1010) 北土木整備事務所(☎ 523-2897) 東・浜北土木整備事務所(☎ 585-1152) 天竜土木整備事務所(☎ 922-0025)
都市・公園・電気など	屋外広告業の登録の住所変更届	土地政策課(☎ 457-2344)
	火薬類製造販売営業許可の住所変更届	予防課(☎ 475-7542)
	電気工事に係る登録事項の住所変更届	産業振興課(☎ 457-2281)
	公園の占用許可の住所変更届	公園管理事務所(☎ 473-1829)
	公園の設置許可の住所変更届	
	屋外広告物講習会修了証書の住所変更届	土地政策課(☎ 457-2344)
飼育動物診療施設の住所変更届	農業振興課(☎ 457-2332)	

届け出先が浜松市以外の場合は、各届け出先に問い合わせてください。

【(※3)区役所 担当課代表電話番号】業務ごとに電話番号が異なるため、電話を取り次ぎする場合があります

	中区	東区	西区	南区	北区	浜北区	天竜区
区民生活課	☎ 457-2121	☎ 424-0153	☎ 597-1115	☎ 425-1348	☎ 523-1116	☎ 585-1111	☎ 922-0019
社会福祉課	☎ 457-2051	☎ 424-0175	☎ 597-1118	☎ 425-1460	☎ 523-3111	☎ 585-1121	☎ 922-0018
長寿保険課	☎ 457-2062	☎ 424-0183	☎ 597-1119	☎ 425-1542	☎ 523-1144	☎ 585-1125	☎ 922-0065
健康づくり課	☎ 457-2890	☎ 424-0122	☎ 597-1120	☎ 425-1590	☎ 523-3121	☎ 585-1171	☎ 922-0075

手続きが原則として不要なもの(市の窓口以外で取り扱う業務)

- ◆ほとんどのものが住所変更の手続きは必要ありません。
そのまま使用できますが、一部必要な場合があります

● 個人編 ●

分野	名称	問合せ先
暮らし	自動車運転免許証(次回更新時に変更されます。その前に変更を希望する場合は、管轄の警察署または西部運転免許センターへ)	各警察署(問合せ先は下段の事業者編に明記) 西部運転免許センター(☎ 587-2000)
	自動車検査証、軽自動車届出済証(普通自動車・小型二輪(251cc以上)・軽二輪(126cc以上250cc以下)は浜松自動車検査登録事務所、軽自動車(三輪・四輪)は軽自動車検査協会(記載住所の変更を希望する場合は申請または届け出が必要))	浜松自動車検査登録事務所(☎ 050-5540-2052) 軽自動車検査協会静岡事務所浜松支所(☎ 050-3816-1777)
	電話料金請求書の送付先住所、電気・都市ガス・LPガス使用者の住所(多くの場合は不要です。事業者ごとに対応が異なる場合があります)	各事業者
金融	預金通帳、貯金通帳、キャッシュカード(当座預金、融資取引などがある場合は、手続きが必要となる場合があります)	各金融機関 各郵便局
登記	不動産登記記録表題部の所在(法務局で変更)	静岡地方法務局浜松支局(☎ 454-1396)
	不動産登記記録に登録された所有者、抵当権者および仮登記権利者などの住所(登記名義人住所の変更を希望する場合は申請が必要)	
	不動産所有者が保有する登記識別情報および権利書の住所	
年金	年金受給権者住所変更届、国民年金被保険者住所変更届、国民年金第3号被保険者住所変更届、健康保険・厚生年金保険被保険者住所変更届	浜松東年金事務所(☎ 421-0192) 浜松西年金事務所(☎ 456-8511)
警察関係	銃砲所持許可証、猟銃・空気銃許可証、猟銃用火薬類等譲受許可証、刀剣類所持許可証、クロスボウ所持許可証、警備員指導教育責任者資格証、機械警備業務管理者資格者証、警備員の検定合格証および合格証明書	各警察署(問合せ先は下段の事業者編に明記)
その他	狩猟免許状	西部農林事務所森林整備課(☎ 458-7234)
	小型船舶操縦免許証(海技免許状)	中部運輸局静岡運輸支局(☎ 054-352-0174)

● 事業者編 ●

分野	名称	問合せ先
登記	浜松支局管轄内の会社・法人の本店、支店および役員などの住所(法務局で変更)	静岡地方法務局浜松支局(☎ 454-1396)
	浜松支局管轄外に本店などがある会社・法人の支店および役員などの住所(住所の変更を希望する場合は申請が必要)	
年金	厚生年金保険・健康保険適用事業者の所在地変更届	浜松東年金事務所(☎ 421-0192) 浜松西年金事務所(☎ 456-8511)
労働	労働保険適用事業の所在地変更届、加入している労働保険の住所変更届	浜松労働基準監督署労災課(☎ 456-8150)
	労働安全衛生法による免許証	浜松労働基準監督署安全衛生課(☎ 456-8149)
	加入している雇用保険の住所変更届	浜松公共職業安定所適用課(☎ 457-5153)
警察関係	風俗営業許可証、特例風俗営業業者認定証、質屋営業許可証、金属くず業許可証、金属くず行商届済証、警備業認定証	天竜警察署(☎ 926-0110) 浜北警察署(☎ 585-0110)
	安全運転管理者、副安全運転管理者の住所変更届	浜松東警察署(☎ 460-0110)
	自動車運転代行業認定証、緊急自動車指定書、緊急自動車届出書、道路維持作業用自動車指定書、道路維持作業用自動車届出書の住所変更届	浜松中央警察署(☎ 475-0110) 浜松西警察署(☎ 484-0110) 細江警察署(☎ 522-0110)
港湾 河川	港湾占用許可	浜松土木事務所維持管理課(☎ 458-7261)
	河川占用許可 【一級、二級河川(九領川、段子川、権現谷川、北裏川、御陣屋川以外の二級河川)】 プレジャーボート係留保管届	
事業	液化石油ガス設備士免許状	高圧ガス保安協会試験センター(☎ 03-3436-6106)
	宅地建物取引業の免許、宅地建物取引士の資格登録、浄化槽工事業の登録	浜松土木事務所建築住宅課(☎ 458-7283)
	建築士事務所の登録	静岡県建築士事務所協会西部支部(☎ 459-2366)
	旅行業、旅行者代理業および旅行サービス手配業の登録	静岡県観光政策課(☎ 054-221-3638)
	通訳案内業(通訳案内士)の登録 屋外広告業の登録	浜松土木事務所都市計画課(☎ 458-7276)